

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項に規定する試験を次のとおり実施します。

令和五年十一月一日

奈良県知事 山下 真

一 試験の日時及び場所

1 日時 令和六年二月十七日（土曜日） 午前十時から

2 場所 奈良市西木辻町五七番地の一 奈良理容美容専門学校

二 受験手続等

1 受験願書の配布

令和五年十一月一日（水曜日）から同年十二月八日（金曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除きます。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除きます。）、奈良県文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課、奈良県郡山保健所、奈良県中和保健所、奈良県吉野保健所及び奈良県吉野保健所五條出張所並びに奈良市健康医療部保健所において配布します。

2 受験願書の受付日時及び受付場所

(一) 受付日時

令和五年十二月四日（月曜日）から同月八日（金曜日）までの午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除きます。）。ただし、郵送による場合は、令和五年十二月八日（金曜日）までの消印のあるものに限り有効とします。

(二) 受付場所

(1) 県内に住所を有している者は、その住所を管轄する次に掲げる保健所において受け付けます。

名称	所在地	管轄区域
奈良県郡山保健所	大和郡山市満願寺町六〇の一	大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡及び生駒郡

（次頁に続く。）

奈良県中和保健所	橿原市常盤町六〇五の五	大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡及び北葛城郡
奈良県吉野保健所	吉野郡下市町大字新住一五の三	吉野郡吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村
奈良県吉野保健所 五條出張所	五條市岡口一の三の一	五條市並びに吉野郡野迫川村及び十津川村
奈良市健康医療部 保健所	奈良市三条本町一三の一	奈良市

(2) 県内に住所地在を有していない者は、奈良県文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課（奈良市登大路町三〇番地）において受け付けます。

3 受験願書の提出方法

受付場所に持参し、又は簡易書留で郵送してください。

三 受験手数料

七千七百円（奈良県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付してください。）

四 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付するとともに必要事項を通知します。

五 合格者の発表

令和六年三月十二日（火曜日）午前十時

合格者の受験番号を県庁前掲示場に掲示するとともに、本人に通知します。

六 その他

この試験についての問合せは、奈良市登大路町三〇番地 奈良県文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課（〇七四二―二七―八六七四）において受け付けます。